

「遺贈による寄附制度」に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）とは、遺言信託を活用して遺産の寄附を行う「遺贈による寄附制度」（以下「本制度」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、遺贈による寄附（以下「遺贈寄附」という。）に関する適切な情報の普及を図り、甲への遺贈寄附を希望する者（以下「遺贈希望者」という。）が、安心して、適切にその意思を実現できるよう、甲、乙が相互に協力し、寄附による地域貢献の活性化を推進することを目的とする。

（遺贈希望者の紹介）

第2条 甲は、遺贈希望者から相談又は申し出があった場合、遺贈希望者の同意を得たうえで、乙の所管部担当部署に取り次ぐことができる。
2 乙は、遺言信託業務において、乙の顧客が遺贈寄附を希望する場合、甲を含む、本制度の協定締結機関について紹介するものとし、甲は、資料の作成等、必要に応じて乙に協力するものとする。
3 遺贈希望者が遠隔地に居住している等、乙による対応が困難な案件であると乙が判断した場合には、乙は、甲に対してその遺贈希望者の相談に応ずることを辞退することができるものとする。

（遺言信託業務による対応等）

第3条 乙は、遺贈希望者の遺言書作成に関するコンサルティングを行い、作成された遺言書を保管する。なお、甲を介することなく、遺贈希望者から直接乙に本制度を利用したい旨の申し出があった場合にも、乙は同様の対応を行うものとする。
2 遺贈希望者の希望する遺贈内容に関し、対象財産が金銭以外の財産である場合や甲に対して何らかの条件・負担が付されている場合には、乙は、その受け入れの可否を甲に確認したうえで、その回答内容に即して遺贈希望者に対するコンサルティングを行うものとする。

（秘密の保持）

第4条 乙は、この協定により知り得た情報を正当な理由なく他に漏らし、又は他の目的で使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
2 遺贈希望者の相続開始前には、乙は、遺贈希望者の氏名、甲への遺贈内容を含む遺言内容、その他遺贈希望者の遺言に関する事項は一切甲に告知せず、甲もこれを乙に求めない。
3 前項にかかわらず、甲は、乙が保管する本制度に係る遺言書の件数（ただし遺贈先を甲とするものに限る）並びに甲への遺贈見込金額の累計額については、乙に報告を求めることができるものとし、この場合、乙は書面にて甲に報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第5条 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（遺贈手続き）

第6条 遺贈希望者の相続開始後、乙が遺言執行者に就職した場合には、乙は速やかに甲に、甲に対する遺贈内容を知りて遺贈手続きをすすめるものとし、甲は必要な協力を行う。

（広報活動への協力及び事前了承）

第7条 乙は、本制度の利用促進を図るため、甲が企画する講演会・説明会・個別相談会への講師及び相談員の派遣、その他情報発信に関する助言等を行い、甲の広報活動に協力するものとする。
2 甲及び乙は、この協定に係る広報活動を行うとき、又は文書等に甲及び乙に関する内容を記載するときは、事前に互いの了解を得るものとする。

（報酬等）

第8条 甲及び乙は、本協定に定める事項に関し相互に何らの報酬も求めないものとする。前条に規定する広報活動に要する費用についても同様とする。

（反社会的勢力等の排除）

第9条 甲及び乙は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が暴力団員等もしくは第1項①～⑤のいずれかに該当し、もしくは第2項①～⑤のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方との取引を継続することが不適切である場合には、何ら催告をしないで直ちにこの協定を解除することができるものとする。なお、この協定の解除に伴い相手方に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず相手方は甲又は乙に対し当該費用及び損害の請求を行わないものとする。

4 前項の事由により、この協定の解除を請求した者に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合には、その相手方に対して費用の償還又は損害の請求を行うことができるものとする。

5 本条の定めとこの協定（この協定に係る取引に適用される甲乙間の別の協定があればその協定を含む。）における他の条項の定めと齟齬がある場合には、本条の定めを優先するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定を変更する必要があるときには、甲乙は信義誠実の原則に従い協議し、その取扱いを決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年延長するものとし、以後も、同様とする。

（管轄裁判所）

第12条 本協定に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定書は2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和6年3月25日

甲：奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 山下 真

乙：東京都千代田区丸の内1-4-1
三井住友信託銀行株式会社
代表取締役社長 大山 一也